



# 農業・商工業

## 農業

問 産業課 ☎ 557-7630

### 町民農園

健全な余暇の利用と野菜などの栽培を通し、土に親しむ機会の場として、「町民農園」の貸出しをしています。

- ◆ 場所 箱根ヶ崎池廻り地区
  - ◆ 貸付区画 1区画30㎡ 145区画
- 貸し出し期間、利用料金等については産業課までお問い合わせください。

### 農地転用

農地を売買・賃借する場合や農地を宅地・駐車場・資材置場等の農地以外の目的に使用する場合には、農業委員会へ申請または届出が必要です。また、農地に盛土等をして形状が変わる場合にも、その規模等に応じて許可が必要な場合があるので、農業委員会に相談してください。

### 農畜産物直売所 ふれっしゅはうす

問 ☎ 557-4564

岩蔵街道沿いにタマネギをイメージした建物、瑞穂町農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」があります。町内の約90軒の農家が、毎日収穫した新鮮な野菜などを販売しています。

お気軽にお立ち寄りください。

- ◆ 住所 箱根ヶ崎612-1
- ◆ 販売日 年中無休(年末年始を除く)
- ◆ 販売時間 午前9時～午後5時(11月～3月は午後4時)



## 商工業

問 産業課 ☎ 557-7633

### 不用品交換

私たちの身のまわりには使わなくなった生活用品、活用されないままになっている物がいっぱいあります。これらの不用品を有効に再利用するため、町では不用品交換のあっせんを行っています。

品物を譲りたい方、さがしている方は、産業課に連絡してください。不用品の内容は、「広報みずほ」でお知らせしています。

## 消費生活相談

契約や取引に関するトラブルについての相談、解決のためのアドバイス・情報提供を行っています。一人で悩まず、おかしいと思ったら、瑞穂町消費生活相談窓口または、東京都消費生活総合センターにご連絡ください。

- ◆ 電話 瑞穂町消費生活相談窓口 ☎557-7633
- ◆ 開設日 毎週火・金曜日
- ◆ 受付時間 午前9時～午後4時(正午から1時を除く)
- ◆ 場所 瑞穂町役場庁舎2階

◆ 消費者ホットライン ☎188

### 東京都消費生活総合センター

- 消費生活相談・多重債務相談 ☎03-3235-1155
- ◆ 受付時間 午前9時～午後5時  
(日・祝日・年末年始はお休みです。)

## 瑞穂町企業誘致促進事業

当町への新たな企業等の誘致を促進し、地域経済の活性化および雇用機会の創出を図るため、「瑞穂町企業誘致促進条例」を制定しました。

### 対象企業者(指定企業)の要件

町内に既存の事業所を有しない企業が、所有権または借地権を有する土地に指定業種を営む事業所を新たに設置した企業で、要件をいずれも満たし、町長が認めたものとなります。

- ◆ 指定業種 製造業、情報通信業、学術・開発研究を行う業種。

### 奨励制度

#### ◆ 事業所設置奨励金

納付した固定資産税・都市計画税額相当額を3年間交付。(ただし、2年目は3/4、3年目は1/2の交付。)

## 中小企業振興資金融資制度

中小企業の活性化を図る目的で金融機関を通じて融資が受けられます(受付は商工会)。町では利子補給と信用保証料の補助を行います。

- ◆ 融資限度額
  - 設備資金…2,000万円
  - 運転資金…1,000万円
  - 併用資金…3,000万円
  - 開業資金…2,500万円

## 瑞穂町産業見本市等出店支援事業

瑞穂町内の産業の振興を支援するため、町内に事業所を有する中小企業者が見本市等で自社の製品・技術等を広く周知、宣伝することにより、新たな販路開拓と受注拡大を促進し、経営の向上と安定を図ります。

- ◆ 補助制度 国内外の見本市等に出店する場合に、町が予算の範囲内でこれに要した費用の一部を補助します。
- ◆ 対象経費 出展料及び出店するために作成するパンフレット及びポスターの作成費等
- ◆ 補助額 補助経費の2分の1を乗じて得た額。ただし、算出した額が10万円を超えるときは10万円。

